**子どもが主体的に学べる人権教育を進めたい。**

**Ｑ 24**

人権が尊重された社会の実現のために、一人ひとりが人権感覚を身に付けることができるよう、「協力」、「参加」、「体験」を要素とする指導方法を工夫しましょう。

**Ａ１　子ども、学級、地域などの実態をふまえてプログラムを作成しましょう。**

体験的な活動を取り入れるとき、子どもたちの様子、学校や学級の状況、家庭や地域社会の実態をふまえて実施することが重要です。

人との出会いを通して、子どもたちが「何を」「どのように」体験するのかを明確にして、事前・事後の指導をしましょう。その過程の中で、ものの見方や考え方が変わったり（認識の変容）、違った行動もできることに気づいたり（行動の変容）することをめざして、意図的、系統的なプログラムを作成することが必要です。

自分自身を大事だと思う感情（自尊感情、自己肯定感、セルフ・エスティームなどの用語が使われています）を育むプログラ

ムや、人間関係の大切さを実感できるようなプログラムなどに、「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」などの学習形態の工夫をして取り組みましょう。単に何かを体験するだけにとどまらず、体験することが効果的に実を結ぶようプログラムを工夫することが大切です。

④実施

（体験）

③学習プログ

ラムの作成

⑤評価・分析とフィードバック

②学習目標・

テーマの設定

①学習ニーズ

の把握

**〈ポイント〉**

　子どもが心身ともに成長過程にあることに十分留意した上で、それぞれの発達段階や子どもの実態に即した教育内容・方法とすることが重要です。

**Ａ２　子どもたちが意欲的に取り組むためのしかけづくりをしましょう。**

子どもたちが主体的に学習参加するためには、自らが学習の課題を発見したり学習内容を選択したりできるような工夫が必要です。

また、子どもたちが意欲をもって取り組めるように導入を工夫することも大切です。子どもの実態やテーマに応じて、フィールドワークなどの直接的な体験や、アクティビティ（ゲーム、ロールプレイ、劇、模擬体験などによる学習活動）などの間接・疑似体験を取り入れるなどの方法が考えられます。

*★ＣＨＥＣＫ①★*

①「人権教育のための資料」(大阪府教育委員会　平成11〔1999〕年度　第１集　～　平成20〔2008〕年度　第９集)

この資料は、各学校に冊子（ただし第９集のみＣＤ版）で配付しています。第1～８集では、人権教育の課題をふまえ、府内の幼稚園や小・中学校で取り組まれたさまざまな実践事例を再構成し、展開事例として掲載されています。また、第９集では「自分自身・人間関係」「人権侵害と偏見」「地域学習」「歴史・公民学習」「労働・進路」の５つのテーマ・分野から同和問題（部落差別）に関する人権学習を中心とした人権学習プログラムを掲載しています。子どもたちの発達段階や生活実態に即した人権教育プランを作成する際の参考として活用してください。

②「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット（大阪府教育庁　平成29〔2017〕年11月）

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/page.html>

子どもたちが自分の思いを伝え、お互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

*★ＣＨＥＣＫ②★*

①「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ－人権学習プログラム－」（大阪府教育センター　平成19〔2007〕年３月）

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。Ⅰ編では学習を進めるに当たって大切なことを整理し、Ⅱ編では７つの章20のプログラムを紹介し、具体的な教材を掲載しています。

②「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター　平成20〔2008〕年５月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第２章の４では、子どもをエンパワーする集団づくりに取り組むための考え方や計画の立て方、その方法や見通しをもつことの大切さについて説明されています。

③「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part３ －集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター　平成21〔2009〕年３月)

「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させて、授業や人権学習を通した集団づくり、行事をはじめとするすべての教育活動を通した集団づくり、集団づくりを進めるための教職員集団等のネットワークづくり、絵本を活用した集団づくりなどについて説明するとともに、集団づくりに関連する絵本リストをまとめています。また、大阪府内の実践を収集して、子ども用の教材や教職員用のワーク等を掲載しています。

*★ＣＨＥＣＫ③★*

「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」

（大阪府教育委員会　平成26〔2014〕年７月）

各学校における人権教育の推進に関する基本的な観点や、人権学習を計画・実施する上での具体的なポイント等をまとめています。

【補足と発展】

家庭や地域との連携のもと、人権上の課題と直接関わって働く人や高齢者、障がいのある人などをゲストティーチャーとして招くなど、地域の人々の協力を求めましょう。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉（大阪府教育委員会　平成30〔2018〕年３月改正）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

* 各学校は、人権及び人権問題を理解するための学習が体系的に行えるよう、地域や子どもの状況等を踏まえながら、全ての教科等のカリキュラムの中に人権学習を位置づける必要がある。このため、各学校が人権教育のカリキュラムを編成する際の考え方を、「人権学習プログラム」（以下「プログラム」という。）として取りまとめた。「プログラム」では、幼児期、小学校低学年、小学校高学年、中学校、高等学校の連続性や系統性に留意し、各段階における目標、活動のねらいを示している。〔２－(1)－ア〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」
<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm>

* 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫（「協力的」、「参加的」な学習の取組）が紹介されている。

事例１９：地域の人々からの聞き取りを通じて、地域の課題を発見し、自分たちにできることをさがす取組

事例２０：自分を見つめ、自分の夢について調べ、発表する取組

事例２１：学級における協力的な人間関係づくりと自主的なルールづくりの取組

参　考：児童生徒の自主性を尊重した指導展開のポイント〔実践編　Ⅱ－３．－(1)事例１９～２１、参考〕

* 学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる。例えば、人権を尊重する社会の実現のために働く人々と直接に出会い、これからの社会を担う子どもたちに向けた、それらの人々の思いに触れることで、児童生徒が、自分たちに向けられた期待を実感として受けとめ、自らが有用な存在であることを自覚し、人権感覚を身に付けていくことへの自発的な意欲を持つようになることも期待できるのである。〔第Ⅱ章－第１節－３．〕
* 「生きる力」は、変化の激しい社会において、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために必要な実践的な力であり、これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに係る力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも、重なりを持つものといえる。人権教育については、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（以下「各教科等」という）や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である。〔第Ⅱ章－第１節－１．〕
* 「人権教育の指導内容と指導方法」の項目において、１．指導内容の構成、２．効果的な学習教材の選定・開発、３．指導方法の在り方、４．指導内容・方法に関する配慮事項について詳しく説明している。 〔第Ⅱ章－第２節〕
* 人権が尊重される社会づくりを自らの問題としてとらえ、自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を活かしたりするといった教材の内容面での創意工夫を行う。（中略）例えば、保護者をはじめとする地域の人々の生き方・考え方や地域の様々な歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習といった活動の中から、子どもたち自身が自らの教材を作り上げていくというプロセスも大切にしたい。
〔第Ⅱ章－第２節－２．〕
* 人権教育は、人権に関する知識の習得とともに、人権課題の解決を目指す主体的な態度、技能及び行動力を育てることを目的としている。このような指導を効果的に行うためには、児童生徒の自主性を尊重し、指導が一方的なものにならないよう留意することが必要であり、課題意識を持って自ら考え、主体的に判断するような力や、実践的に行動するような力を育成することが目指される。〔第Ⅱ章－第２節－３．－(2)〕

sy